

工事及び設計業務等成績認定書閲覧の手引き

(目的)

第1条 この手引きは、四日市港管理組合が発注する建設工事及び設計業務等（以下「建設工事等」という。）に係る成績認定書の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧に供する建設工事等)

第2条 成績認定書を閲覧に供する建設工事等は、建設工事成績評定要領第2及び測量・調査・設計業務成績評定要領第2に規定するものとする。

(閲覧に供する成績認定書)

第3条 閲覧に供する成績認定書は、建設工事成績評定要領及び測量・調査・設計業務成績評定要領に規定する成績認定書の写しとする。

2 前項の成績認定書の閲覧に供する期間は、各成績認定書を交付した年度から当該年度を含め3年間とする。

(閲覧に供する成績認定書の閲覧に供する時期)

第4条 閲覧に供する成績認定書の閲覧に供する時期は、当該建設工事等の評定点が確定後速やかに行うものとする。

(閲覧場所)

第5条 閲覧場所は、四日市港管理組合閲覧室とする。

(閲覧日時)

第6条 閲覧できる日は、四日市港管理組合の休日を定める条例（平成元年四日市港管理組合条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(閲覧の条件)

第7条 閲覧しようとする者は、閲覧書類を所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

2 閲覧しようとする者は、閲覧書類を汚損又はき損してはならない。

附 則

1 この手引きは、平成21年8月1日から適用する。

2 工事成績認定書閲覧要領は、廃止する。

附 則

この手引きは、平成27年2月1日から適用する。